

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和8年2月24日

奈良県知事

1 事業の概要

(1) 事業名

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業委託（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託金額の上限（消費税及び地方消費税を含む）

13,322,300円

各経費の内訳については、下記を上限額（消費税及び地方消費税を含む）とする。

・相談支援・関係機関の連絡調整【仕様書4業務内容（1）、（4）】

11,814,300円

・人材育成業務【仕様書4業務内容（2）】

730,000円

・障害福祉サービス事業所等への訪問指導業務【仕様書4業務内容（3）】

778,000円

(4) 留意事項

本業務の実施については令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

(5) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 参加資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、事業の目的を十分に理解し、事業を円滑に遂行でき、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 法人であって、県内に事業所を有している者であること。
- (12) 次のいずれかのサービスを提供している事業者であること。
 - ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第1の1ハ（重症心身障害児に対する指定児童発達支援）又は別表第3の1ロ（重症心身障害児に対する指定放課後等デイサービス）
 - ・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表第2の1イ（指定医療型障害児入所施設）又はハ（指定発達支援医療機関）
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日号外厚生労働省告示第523号）別表第7の1ロ（医療型短期入所）又はハ（医療型特定短期入所）

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の公募に参加する者に必要な資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
- (4) 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- (5) 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (7) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
奈良県福祉保険部障害福祉課 こども発達支援係
TEL : 0742-27-8512 FAX : 0742-22-1814

(2) 募集要項及び仕様書の配布

令和8年2月24日(火)から同年3月18日(水)午後5時までの間に、奈良県障害福祉課ホームページから入手するものとする。

(3) その他

参加申込書の提出、提案書等の提出、プレゼンテーション、質問の受付、留意事項については、募集要項に示すとおり。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

(1) 本事業の提案への参加に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 特定された提案者の書類は返却しない。しかし、特定されなかった提案者の企画提案書は返却するものとする。